

平成 19 年度 第2回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成 19 年 7 月 20 日（金） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3 階 第 2 会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

< 委 員 > 12 名

上野広美、加藤良三、小嶋澄子、小松貞春、島中弘、下條輝雄、鷹野吉章、津田朱實、長島トヨ、林静枝、村越ひろみ、和田光一

< 事務局 >

福祉保健部長（矢ヶ崎）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長事務取扱（鎌田）、地域福祉推進課長（鳥羽）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課福祉計画担当主査（山崎）、地域福祉推進課（肥後、堀）、土木課長（竹内）、土木課長補佐（雫石）、土木課（甲坂）

株式会社生活構造研究所

■ 傍聴者： 2 名

■ 議 事 1 報告

- （1）平成 18 年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について
- （2）平成 17 年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について
- （3）府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて
- （4）前回審議会の報告事項について

2 議題

- （1）議事録の公開方法について
- （2）府中市福祉計画改定に係るアンケート調査項目について

3 その他

■ 資 料 資料 1 平成 18 年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について

資料 2 平成 17 年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について

資料 3 府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン冊子

資料 4 スロープのこう配について

資料 4-2 地域区分について

資料 5 議事録の公開方法について

資料 6 府中市福祉計画改定に係るアンケート調査項目について

■ 議事要旨

事務局：定刻となりましたので、ただいまより平成19年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員15名中、12名の委員の皆様にご出席いただいております。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条の規定を満たしていますので、本日の審議会は有効となります。なお、欠席の委員は、井口委員、堤委員、山村委員の3名で、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。また、小松委員、村越委員につきましてはご都合により、また事務局の鎌田につきましては公務のため、途中退席となります。資料説明のため都市整備部土木課職員と、福祉計画改定支援を行う生活構造研究所職員が出席しておりますので、はじめに自己紹介いたします。

(都市整備部土木課の職員紹介)

(株式会社生活構造研究所の職員紹介)

事務局：それでは、配布資料のご確認をさせていただきます。

(事務局より資料確認)

事務局：本日の会議には視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方がいらっしゃっておりますので、ご発言の際は、挙手の後、お名前をおっしゃってからご発言ください。

1 報告

(1) 平成18年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について

会長：まず、報告事項1、平成18年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について、土木課より説明をお願いします。

(事務局から、資料1について説明)

会長：進捗状況について、土木課から説明がありました。内容について、質問・確認がありましたらお願いいたします。

委員：浅間山通りの交差点について、郵便局と病院に行く時に渡る交差点のため、音響信号などをつけてもらいたいです。要望するのでご検討いただきたい。

事務局：市として、警察署と協議してまいりたいと思います。

会長：交通バリアフリーについて、地図を見ていただいて、自分のところや周りで気になった箇所がありましたら、ご質問お願いいたします。

会長：府中市の考え方として、歩道と車道の段差は何センチを基本としていますか？

事務局：歩車道の段差は2cm（巻き込みを含む）を基本としています。

会長：2cmというと、視覚障害の方がわかる段差だと思います。東京都のまちづくりの流れに沿っていると思います。

会長：他のご意見はないようです。この事業計画に沿って実行に移してください。

(2) 平成17年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について

(事務局から、資料2について説明)

- 会 長：今の報告について何かご意見はありますか。
- 委 員：集合住宅と言っている部分について、よくわからないのですが、たとえばマンションなのか都営住宅なのか、どこの町にあるのかといった詳細を聞きたいと思います。また、身体障害者用の駐車場整備があるのか、できないとすればその判断についてなど教えてください。
- 事 務 局：集合住宅については、個人情報保護法もあり、個別の詳細情報は回答できません。集合住宅については、各種含まれており、すべて 10 戸以上の集合住宅となっています。
- 事 務 局：障害者用駐車場については表の上段の左側、主要な出入り口とエレベータの間の部分に記載されています。
- 委 員：障害者の人たちの住まいのエレベータ等設備について、市は状況を把握しているのでしょうか。また、どこにどのような障害の人がいるのか把握しているのでしょうか。今回の中越沖地震でも瓦屋根が崩壊しましたが、障害者の人が危険性のある住宅に住んでいるか把握しているのでしょうか。
- 事 務 局：災害時の要援護者の状況把握は、昨年度から関係課が集まり要援護者の把握をどのように行うか、災害時に向けてどのような対策ができるか、現在検討中です。
- 委 員：災害というのは今日起きるかもしれないし、対応を待ってられないものです。市で把握していないと安心して暮らせないでしょう。単身で住んでいる障害者の方もけっこういます。自分も新潟に親族がおり、地震のときは電話をしてもなかなかつながりませんでした。災害時に実際に行って確認するのか心配です。
- 会 長：新潟や神戸の震災では亡くなった方の 7 割が高齢者・障害者と言われています。災害時に対応するシステムは大切であり、市には早急に作ってほしい。
- 副 会 長：資料中、段差など×印（協議するも不調）がありますが、改善されないのでしょうか。
- 事 務 局：それぞれの施工主と協議していますが、周囲や建物の条件があるため難しく、市には強制力がないので指導しています。例えば最近のマンションはオートロックが非常に多いのですが、高さ 110cm 以下にしてくださいと指導しても、建物の構造上できない場合もあるし、すでに設置済みの場合は壊して再度設置することもできないという状況です。
- 会 長：まちづくりの限界だと思うが、府中市が支援するなどして、できるだけ変更できるように進めてください。

（3）府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて

- 会 長：それではユニバーサルデザインガイドラインの説明をお願いします。
（事務局から、資料 2 について説明）
- 委 員：資料 15 ページ（ユニバーサルデザイン度チェック）の 16 番目、水のみ場をどうして外してしまったのか、具体的な説明はあるでしょうか。
- 事 務 局：トイレを作った場合には、必ず手洗い場としての水道をつけます。公園の規模はいろいろあるので、別途つける水のみ場ではなく、手洗い場を水場として使ってもら

想定です。

委員：公園は水を飲むことができる場所です。トイレだと汚いというイメージがあります。そのあたりは考慮いただけなかったのでしょうか。

事務局：トイレは公園の施設になりますが、水のみ場は施設という位置づけではありません。チェックリストに記載すると経費的にも拘束されるため、ここで水のみ場を挙げることができませんでした。このリストではトイレのことを明記しています。水のみ場は公園の規模によって必ずしも設置されず、小さな街角にあるような公園には水のみ場は設置できないため、主管課との意見調整の中でこのような表現になりました。

委員：子どもの場合には、イメージとしてトイレは汚いと思っていますでしょう。赤ちゃんを抱いたお母さんが水を飲ませる場所など考えると、「トイレはトイレ、水のみ場は水のみ場」という方が、衛生的にもイメージの面でもよいのではないのでしょうか。

事務局：水のみ場は単独でつくと経費が嵩みます。公園の規模によって、作れるところと作れないところがあります。トイレには必ず手洗い場を作ります。

会長：公園はトイレがメインになります。小さな公園については、水のみ場をつけない場合もあり得ますが、まずはトイレを優先的に付けるという理解でよいのでしょうか。

事務局：公園のトイレも水のみ場も設置するように努めるということで、ある程度の規模の公園にはどちらも付けることになり、規模によらずトイレは優先して整備すると理解してください。

委員：子どもに対して衛生上・教育上の問題もあるので、トイレと水のみ場を分けるように考慮してほしいと思います。

委員：紅葉丘二丁目近くに「なかよし広場」があります。ブランコや砂場があって、水道もついています。場所は借りているらしく、地主には税法上のメリットがあるらしいのですが、あの広場は公園ではないのでしょうか。

事務局：仲よし広場は公園ではありません。

(4) 前回審議会の報告事項について

① 市役所前のスロープについて

(事務局から、資料4について説明)

会長：府中の市役所は建物を横で結んでいますから、段差が生じており、来館者にとってわかりにくい面もあります。

委員：勾配の1/7.7というのは1m上がるのに7.7mということですね。今度できる市民会館はその点はきちんとできているのですか。

会長：外構部のスロープは1/12で整備しているということですね。

事務局：市役所の場合は改修が難しいため、代替措置として呼び出しボタンを設置していません。

委員：呼び出しボタンは、どこの課にも通じるのですか。

事務局：出入りに近い地域福祉推進課の職員が主に対応しています。

会長：市民会館はつまずきの危険を考慮し、じゅうたんの色は十分に配慮してもらいたいと思います。

② 地区区分について

(事務局から、資料4-2について説明)

- 会 長：前回、いろいろな計画で区分が異なっているので問題ではないかという議論があり、資料が出されました。Aが福祉分野で使われている区分ということですが、今後の調査等を含めた場合、Aの6地区を使って行うということでよいでしょうか。一般的に使われているのは、コミ協の地域のように思いますが、そのあたりはどうでしょうか。
- 事 務 局：民生委員の6地区が一番古い区分です。文化センターが昭和49年に出来上がりましたが、コミュニティセンターの区分は平成以降に設定された区分です。民生委員の6地区はこれからも変わらない予定なので、これを採用したいと思います。
- 委 員：6地区について、担当の民生委員が把握しやすいので、この区分がよいと思います。
- 会 長：地域福祉に関しては、この6区分で対応するというのでお願いします。
- 委 員：区分についてはわかりましたが、地震などのときは、どこに住んでいるのか、何人いるのかということを生委員の方々はわかっているのでしょうか。障害者の人数、障害の区分なども載せた区分図で把握できるようになっているといいのではないのでしょうか。
- 委 員：民生委員としては、個人情報の問題があり、訪問して尋ねることが難しい。全国民生委員児童委員連合会では90周年記念として「災害時一人も見逃さない運動」をしていますが、どこにどなたがいるかを調べるのに、たいへん苦勞しています。むしろ障害者の団体から協力していただければ、名簿をもらい、訪問して災害時の困りごとなどを聞くことができるのではないのでしょうか。
- 委 員：お話しいただきありがとうございます。障害者協会と民生委員が直接話すのではなく、市役所が間に入っていて、進めていくのがよいのではないのでしょうか。
- 会 長：個人情報に厳しい状況ですが、意見として承り、なるべく災害時の協力をさせていただきたいと思います。
- 委 員：民生委員は、個人情報のため、市から名簿をもらえないので苦勞しています。地震などの災害のときのため、方策を考え、協議してほしいと思います。
- 事 務 局：地域の要援護者の問題については、国からもなるべく早く対応するように指導されています。会長から話があったように、個人情報を含むため、なかなか進んでいないのが実情です。しかし、先程委員からお話があったように中越沖地震もあり、災害対策は猶予がありません。関係部署で集まり検討を進めていきたいと思っています。
- 事 務 局：障害者の話が出ましたが、市では身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など手帳所持者の名簿を持っていますが、具体的に、災害時にその人たちが、何を望んでいるかという、一様ではありません。全員が災害時に援助を求めるばかりではなく、一人で何とかできるから支援は必要ないという人もいます。一人暮らし高齢者など大きな問題ですので、要望を見極めながら、早急に取り組んでいきたいと考えております。ご理解をお願いします。
- 委 員：老人クラブでも友愛訪問をやっていますが、訪問して喜ばれる方とそうでない方と、いろいろあり、難しいと思います。しかし、災害時はそのようなことを言っている場合ではないので、日頃から目配りはしています。災害時も状況を把握しておきたいと

思っています。

委 員：南町に福祉作業所があります。中途障害者を対象とした施設ですが、定員41名で、職員は8名しかいません。定員の半数は車いすで、歩くのがおぼつかない方もおられるので、開所時に何かあった場合、職員だけでは対応しきれません。地域の人が頼りなので、こうした助け合いがシステム化されているとよいと思います。

会 長：作業所やデイケア施設など、災害があったとき職員だけでは対応できない現状があります。福祉コミュニティのようなものを作る提案なのでこの計画で考えていきましょう。

委 員：高齢者や障害者の災害時の対策は、市にはもっともっとがんばっていただきたいと思います。

2 議題

(1) 議事録の公開方法について

(事務局から、資料5について説明)

会 長：市から、委員の個人名は抜き、ホームページに載せることに了解いただきたいという説明がありました。また、委員会開催が2ヶ月以上あいた場合は、委員に郵送して訂正を入れていただき、会長・副会長が確認して掲載するという提案です。

委 員：ホームページ掲載は賛成です。参考として伺いたいのですが、市のホームページはどの程度アクセスがあるのでしょうか、また、他の会議の議事録はどのくらいの方が閲覧しているのでしょうか。

(事務局より関係課にデータを確認する)

委 員：「委員」と表記するか、委員名を番号に換えるか、2通り考えられます。

委 員：番号をつけるのはおかしいので、「委員」と表記すればよいのではないのでしょうか。このような意見があったということはわかります。

会 長：2ヶ月以上あいた場合の手順はいかがでしょうか。次回会議で確認する場合、会議開催から公開までに3ヶ月あいてしまいます。ホームページの場合、新しい情報をいかに正確に出すかということが大切なので、正副会長が確認し了解であればホームページに載せるということでよいでしょうか。

(一同、異議なし)

会 長：それでは、提案の方法にいたします。

会 長：ただいま事務局でアクセス数のデータを調べています。これまでの議論も含めて何かご意見はございますか。

委 員：先程、音響信号を要望しましたが、できましたら点字ブロックもあわせて要望します。道路を横断するとき、雨の日は車の音がよく聞こえるのですが、風の強いときは聞こえないのです。安全がわからないまま思い切って渡るしかない実情です。このような視覚障害者の状況を警察に伝えてください。

事 務 局：了解しました。

会 長：歩道橋の問題ですが、最近は新たに作らなくなっています。車重視の社会ですが、障害者、高齢者、ベビーカーなど皆が平面で渡れるようにしてほしいと思います。

(事務局より、アクセス数について説明)

事務局：市のホームページは、平日平均 25,000 程度のアクセスがあります。市の人口は約 24 万人です。

委員：ずいぶん多いですね。

会長：それだけ閲覧する人が多いということですから、正確を期して情報を掲載したいと思います。

副会長：議事録だけでなく、資料も掲載するのですか。

事務局：基本的に、議事録のほかに公開可能資料を添付いたします。場合によっては非公開の資料もありえますが、基本的には情報公開してまいります。

(2) 府中市福祉計画改定に係るアンケート調査項目について

(事務局から、資料6について説明)

会長：アンケート調査項目として全33問、7つの大項目について調査票を作成したということです。20歳以上の市民が調査の対象になります。内容についてご意見をお願いします。

委員：対象者の年齢は20歳以上ですが、年齢の上限はないのでしょうか。寝たきりの方などはどのようにするのでしょうか。

事務局：無作為抽出のため、年齢が高い方、寝たきりの方なども含まれます。その場合は、ご家族の方などに聞き取っていただいてご回答いただきたいと思います。

委員：回収率はおよそ何%でしょうか。

会長：過去のアンケートの回収率を含めてご回答ください。

事務局：これまでの例では60%前後の回収率です。

会長：高い回収率ですね。設問やねらいについてはご意見ありますか。

会長：子育てから介護保険まで全ての分野が入っている調査だと思います。あまり広げると何がメインなのかわからなくなり、ありきたりのニーズ調査になってしまいます。福祉のまちづくりの設問を入れるという方向性で確認が必要でしょう。

会長：はじめに満足度がありますが、設問の順番については、入れ替えをしないと誘導している設問にみられるので、確認をしてください。

事務局：順番の入れ替えなどで、本日ご意見をいただいて事務局で検討してまいります。

副会長：調査時期はいつでしょうか。また、調査の構成をみると、分野別の調査も予定されているようですが、他の分野の調査設計はどのようになっているのでしょうか。

副会長：40歳以上に限定している設問がありますが、高齢者福祉の調査で質問することはできないのでしょうか。

事務局：時期は、10月頃に調査票の配布を予定しています。

事務局：各分野別のアンケートについては、高齢者福祉分野は一般高齢者、介護保険サービス利用者などを対象とした調査、障害福祉分野では、障害者を対象とした調査を予定しています。地域福祉分野は一番対象者が広く、介護保険に関する設問も入っています。

会長：9、10ページの設問文中、「車いす」と「車イス」の表記にばらつきがあります。

法律用語は「車いす」なので調査票のときには統一してください。

事務局：文言については、最終的に事務局で確認します。

会長：クロス集計を行う予定ですか。

事務局：それぞれ関連する項目についてのクロス集計も行います。

会長：クロス集計とは、属性（男女別など）によって集計することで、府中市の男性・女性がどう考えているかといった、属性別の意見を確認するものです。

委員：介護保険関係の質問がまとまってあるという印象はありますが、必要な設問は入っているのでは良いと思います。

事務局：介護保険の設問について補足です。高齢者調査では、調査対象が65歳以上の一般高齢者に限定されるので、20歳以上の一般市民を対象とする地域福祉分野の調査で質問いたします。

会長：40歳以上の第一号被保険者に対して意識の確認をしたいということだと思います。

委員：3ページの「D. 日常生活の悩み・不安」について、障害者だけではなく、高齢の方も含めて聞いてほしいと思います。10ページの設問では車いすの方は答えられても、他の種別の障害の方は答えられないことも出てくるので、他の障害の種別のことも載せてもらいたいと思います。

会長：一般市民の中に障害のある方も含まれるとは思いますが、この設問は障害者の方に直接聞いているのではなく、市民全体に障害者の方との関わりを尋ねる設問です。別途、障害者福祉分野の調査で、さまざまな種別の障害の方を対象に調査していただくので、申し入れをします。

委員：勘違いしていました。わかりました。

委員：これから高齢者の時代ですから、健康のことは留意すべきでしょう。車いすやベビーカーなどで、バスに乗り降りするのはたいへんです。乗るときのお手伝いをしたり、小さい子どもがいる方に電車で席を譲ったりすると、ちょっとしたことでたいへん喜ぶし、お互い気持ちよく移動できますね。

会長：そのようなことを尋ねる設問も入っているので調査できるでしょう。

委員：昨日、市の職員の方がアンケートについて説明してくれました。一度では頭には入りませんので個々の設問についてはまだわかりませんが、流れとしてはいいと思います。

会長：福祉の設問で33問は多いでしょう。大体は20問から24,5問で終わります。調査対象となった方は書き応えのある調査ですね。医療関係の質問がいくつか入っていますが、介護も含めて住みやすい町を考えるためには、医療の質問を入れることは必要でしょう。

委員：健康保険証を持っていない人もいて、そのために健康を害しても病院に行けないという人がいます。今後も増えるでしょう。そのようなことを調査に入れられるでしょうか。

会長：前回、ソーシャル・インクルージョンという考え方が話題になりました。制度の谷間におかれた人がいらっしやいます。ひきこもり、ニート、医療の適合ではない方などに対してどのように包み込んでシステムを作っていくのかという論議がなされま

した。そういう調査を行うのは、おそらく地域福祉分野の調査でしょう。この部分も含めて、項目の洗い直しと確認をさせていただきたいと思います。

副 会 長：この調査では支援の担い手として期待されていて、活動参加の支援や活動状況を聞いていますが、先程、災害時の支援に対する意識として、支援を受けたくないという拒否があり支援に結びつかないという問題が議論されました。担い手としてだけでなく、支援を受ける意識も聞いてみるとよいのではないのでしょうか。

副 会 長：近年、福祉に限らず、コミュニティを活性化してまちづくりを進めようという流れの中で、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）という考え方が大事だと政府で打ち出されています。地域の人々が充実した社会参加をするとはどういうことか考えることは、府中の福祉のまちづくりに大きく関係します。今回、活動参加の設問がありますが、「つながりや交流が豊かにあるかどうか」という点が活動参加に影響を及ぼすと言われていました。また、設問では、近隣関係について尋ねていますが、政府の調査でも尋ねているので、全国と比べて府中はどうか、この調査でわかるとよいと思います。

もう一つ、「他者への信頼」が大きな影響を及ぼしていると言われており、「他者から支援を受けてもいい」という気持ちが調査でわかると、府中市に即した地域福祉計画の施策が検討しやすくなると思います。

会 長：交流も含めて、地域の中でともに生きていくしくみをどう作っていくのか、それが最大の課題ですので、調査で問題が見えてくるとと思います。委員の皆様にはもう一度見直していただき、付け加えるべき質問など確認してください。

事 務 局：期日として、遅くとも8月中までに調査票を確定したいと考えております。ご意見がある場合はできる限り反映いたしますので、質問項目に対して、修正、追加などのご意見がありましたら、8月15日（水）までに事務局宛にご意見をお送りください。次回の審議会では調査票の最終確認をしていただきます。

3 その他

会 長：次回の日程について事務局よりお知らせください。

事 務 局：今年度の審議会の日程をご案内します。第3回は平成19年8月28日（火）10:00～市役所北庁舎3階会議室にて、第4回は平成20年2月14日（木）10:00～市民会館会議室にて開催します。

会 長：調査から分析の期間はどのように考えていますか。

事 務 局：10月に調査を実施し、1月頃までに基本集計を行います。第4回審議会に向けて資料を作成する予定です。

会 長：第4回の審議会では調査結果について議論する予定です。それでは、議題が終わりましたので、これで終了いたします。ありがとうございました。

以 上